

正 誤

令和五年十二月二十二日（号外第二百六十九号）公布内閣府令第八十一号（企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令）（印刷誤り）

三ページ改正後欄一八行目は改行せず、一七行目につづくの誤り。

令和五年九月十九日（号外第九十四号）総務省告示第三百二十一号（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件）（原稿誤り）

六ページ表中改正後欄中終りから二〇行目から一二行目までは次のとおりの誤り。

金属製容器	二十二
プラスチック容器（プラスチックドラムを除く）	十

備考 「プラスチック容器」は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示（UN）及び容器記号三H一が付されているものに限る。

同ページ表中改正前欄中終りから一四行目から一〇行目までは次のとおりの誤り。

金属製容器	二十二
-------	-----